

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百三十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和七年九月一日から適用する。

令和七年八月二十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

各出組合							
別表第三	都道府県	病	院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
(略)							
31337	削除	削除		削除	削除	削除	削除
(略)							

各出組合							
別表第三	都道府県	病	院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
(略)							
31337	福岡	遠賀中間医師会老人が病院		1.0451	0.0634	0.0128	0.0000
(略)							